平成２５年（フ）第７６２号
熊本市西区上熊本３丁目16番21―102号　県営住宅21棟102号
債務者　坂本　一恵
1　決定年月日時　平成26年４月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　輝久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月３日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年７月２日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１２１号
北海道旭川市春光台一条３丁目１番26号
債務者　西村　朋子
1　決定年月日時　平成26年４月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小門　史子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月10日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年７月３日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第５５５号
横浜市港北区新羽町1934番地１　ヴィーブルＡ棟103号室
債務者　石原健太郎
1　決定年月日時　平成26年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小宮　玲子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月７日午後２時10分
5　免責意見申述期間　平成26年７月４日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２５号
愛知県豊田市小手沢町入ケ洞２番地
債務者　三宅あや子
1　決定年月日時　平成26年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　智
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月18日午後２時50分
5　免責意見申述期間　平成26年７月４日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第５４２号
愛知県瀬戸市東本地町１丁目138番地の２
債務者　矢野　吉孝
1　決定年月日時　平成26年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　辻本　純成
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月22日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成26年７月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１２３号
金沢市諸江町中丁85番地
債務者　安部あおい
1　決定年月日時　平成26年４月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木村　弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月16日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成26年７月９日まで
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第８７号
長崎県長崎市桶屋町31番地３　グランドマンション203
債務者　西山　雄史
1　決定年月日時　平成26年４月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯田　直樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月16日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年７月９日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第９３号
北海道旭川市３条通25丁目486番地　秀鶴荘Ｃ―101号
債務者　雙松　慎茂
1　決定年月日時　平成26年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　辻本　純成
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月17日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年７月10日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第９４号
北海道旭川市３条通25丁目486番地　秀鶴荘Ｃ―101号
債務者　雙松真美子
1　決定年月日時　平成26年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　辻本　純成
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月17日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年７月10日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１１１号
盛岡市厨川２丁目29番７―401号
債務者　中村　稔
1　決定年月日時　平成26年４月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　畠山　将樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月16日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成26年７月14日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第４８５号
愛知県半田市旭町２丁目27番地の１　レインボーティアラ東成岩605号
債務者　長友　克憲
1　決定年月日時　平成26年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　稲垣　高志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月20日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年８月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１２８号
金沢市押野２丁目199番地１
債務者　新保外喜子
1　決定年月日時　平成26年４月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　戸水　武史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月20日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年８月13日まで
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第１０２号
岐阜県各務原市蘇原東栄町１丁目55番地３　サンシャイン愛栄３Ｆ
債務者　福田　満
1　決定年月日時　平成26年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小森　正悟
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月22日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成26年８月13日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第５６６号
名古屋市南区松池町２丁目36番地、従前の住所名古屋市港区当知３丁目3801番地　当知住宅２棟120号
債務者　中塚　由紀（旧姓石端）
1　決定年月日時　平成26年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田阪まなみ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月４日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年８月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第８２号
愛知県江南市飛高町栄353番地　石井荘203号
債務者　伊藤　勇一
1　決定年月日時　平成26年４月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月25日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第２３５号
大阪市東成区中本１丁目３番３号　前田マンション202号、前住所大阪市東成区大今里２丁目９番５―505号
債務者　岩間　辰夫
1　決定年月日時　平成26年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１０８１号
大阪市東淀川区大桐４丁目３番24号
債務者　安達良太郎
1　決定年月日時　平成26年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部